

# 山場を迎える (ハワイ・ワイキキ海岸) パシフィック・ビーチ・ホテル解雇争議

全国労働関係局 (NLRB=日本の労働委員会に相当) から

2009年9月30日 完全勝利の

## 救済命令を勝ち取る

- ・ 7名の交渉委員らの解雇を撤回し、復職させ、賃金を解雇時点まで遡って支払うこと
- ・ 直ちに労使関係法に基づいた労使交渉先として組合 (ILWU ローカル 142) を承認すること
- ・ 誠意をもって組合との団体交渉に応じること
- ・ 組合と交渉しないで一方的に実施した労働条件の変更を撤回し、従前の労働条件を回復し、損害を補償すること
- ・ ポストノーティス (命令内容の掲示) など 19項目

2007年12月、ハワイ・ワイキキの「パシフィック・ビーチ・ホテル」において、組合の中心活動家ら32名が不当解雇されました。組合側は全国労働関係局 (NLRB=日本の労働委員会に相当) に不当労働行為救済申し立てを行い、闘いを続けてきましたが、2009年9月30日、NLRBは組合側主張を全面的に認める救済命令を交付しました。

会社側は再審査の申し立てを行うことが可能ですが、私たちは会社側が1日も早くこの命令を受入れ、争議を解決することを求めています。

## 第三者委員会の調査報告が発表される

2009年10月、地元キリスト教会の牧師やハワイ大学の教授などの有識者で構成される第三者の調査委員会がこのホテルの労使関係について実態調査を行い、報告書を発表しました。同委員会は、組合支持者・不支持者を含む38名の従業員の証言を聞き、経営側が組合支持者に対する嫌がらせや脅迫、差別を行い、結果として顧客に対するサービスの質を落としているなどの実態を明らかにしました。同委員会はハワイの社会全体のために、地域コミュニティが争議の解決策を考え出して、1日も早く解決することを提言しています。



ITF 東京事務所、全日本交通運輸産業労働組合協議会 (交運労協、ITF-JC)  
国際食品労連日本加盟労組連絡協議会 (IUF-JCC)、日本労働組合総連合会 (連合)  
連絡先) ITF 東京事務所 (108-0023 港区芝浦 3-2-22 田町交通ビル、Tel:03-3798-2770)



## 「パシフィック・ビーチ・ホテル」の労働争議とは？

### 組合づくりへのホテルの妨害

「パシフィック・ビーチ・ホテル」はハワイ・ホノルルのワイキキ海岸にある高級ホテルです。宿泊客の7割以上が日本からの観光客です。ハワイでホテル労働者を組織する ILWU Local 142 (全米港湾倉庫労働組合 142 支部) は 2002 年から、このホテルで労働組合づくりを続けてきました。しかし、ホテルの経営者たちは、労働組合づくりをことごとく妨害してきました。

### 別会社への移籍と選別再雇用 32名の従業員を採用拒否(=不当解雇)

2007年1月、経営側は突如、ホテルの運営を「アウトリガーリゾート社」という管理会社に委託し、従業員すべてを移籍させました。ところが2007年8月、ホテルの経営陣は管理会社への委託をキャンセルし、従業員を再度ホテル側が雇用すると発表。再雇用するにあたって、全従業員に再応募を求めました。そして、組合づくりの中心を担ってきた組合員ら32名の採用を拒否し、2007年12月1日付で解雇しました。

### 組合の闘いと日本の労働組合(連合・交運労協/ITF・IUF-JCC)からの支援運動

労働組合は、この解雇が組合つぶしをねらった不当解雇として、解雇撤回と組合との誠実な交渉を求めて闘っています。全国労働関係局(NLRB、日本の労働委員会に相当する政府機関)へ不当労働行為救済申し立てを行い、2009年9月30日に、NLRBは組合の主張を全面的に認める救済命令を出しました。

アメリカの労働組合全国中央組織にあたる AFL-CIO から、同ホテルの宿泊客の7割以上が日本人であることを踏まえたうえの要請を受けて、連合をはじめ交運労協/ITF や IUF-JCC を中心に日本の労働組合をあげて支援運動を進めています。

みなさまのご理解をよろしくお願い致します。

詳しくは以下のホームページをご覧ください。(日本語サイト+動画あり)

<http://supportpbworkers.blogspot.com/>

(goo や Google などで「パシフィック・ビーチ・ホテル」と「ボイコット」で検索下さい)